

令和2年10月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年10月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年10月29日(木) 午後1時30分から午後4時24分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 20人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 5人

10番	岩垂 治	17番	濱 博
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子		

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推2番	浅倉 啓雄
推11番	上條 一利	推12番	堀内 俊男
推13番	上條 信	推16番	波場 秀樹

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第101号～第102号)
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第103号～第106号)
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第107号～第110号)
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第111号～第124号)
- オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…………… (議案第125号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…………… (議案第126号)

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 公共事業の施行に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 協議事項

- ア 令和2年度家族経営協定締結の取組みについて
- イ 令和2年度農業者年金加入推進活動について
- ウ 令和2年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施について
- エ 第5回長野県農業委員会大会における要請決議（案）の承認について
- オ 令和2年度松本市農業施策に関する意見書市長との懇談会の進め方について

(2) 報告事項

- ア 松本市遊休荒廃農地対策事業について
- イ 長野市農業委員会行政視察対応について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

（公財）長野県農業開発公社（長野県農業中間管理機構）の事業推進について

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主査	中野 雅年
		〃	主事	藤井 勇太
		〃	主事	保科 黄
		〃	主事	大島のぞみ
		〃	事務員	増澤 千尋
	農政課		係長	忠地 勇樹
	〃		主任	羽入田未咲
	長野県農業開発公社		部長	大池 英樹
	〃 松本事業所		参事	古田 豊文

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 9番 丸山 茂実 委員
- 11番 窪田 英明 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第101号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程

いたします。

別件の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。

羽入田主任。

**羽入田（農政課）** 農政課の羽入田です。お世話になっております。  
着座にて失礼いたします。  
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入らせていただきます。  
別冊資料の1ページ目をご覧ください。  
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第101号になります。  
合計のみ申し上げますので、8ページ目をご覧ください。  
合計、一般、筆数32筆、貸付け17人、借入れ10人、面積3万1,752平米。  
経営移譲、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積419平米。  
所有権の移転、筆数5筆、貸付け2人、借入れ4人、面積8,676平米。  
第18条2項6号関係、筆数4筆、貸付け3人、借入れ1人、面積9,363平米。  
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数66筆、貸付け36人、借入れ1人、面積9万3,333平米。  
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数62筆、貸付け1人、借入れ18人、面積8万3,763平米。  
合計、筆数170筆、貸付け60人、借入れ35人、面積22万7,306平米。  
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数68筆、面積9万1,977平米、集積率73.65%です。  
議案第101号は以上になります。

**議 長** ただいまの説明に対しまして農業委員さん、推進委員さんの皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議 長** 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
以降、議案の採決につきましては、農業委員さんを対象に伺います。  
議案第101号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

**議 長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、議案第102号 農用地利用集積計画決定の件についてを上

程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、濱委員には退席ということをお願いしたいわけですが、今日、濱委員欠席でありますので、農政課から説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、別冊資料9ページ目をご覧ください。  
議案第102号です。こちら合計のみ申し上げます。  
合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積9,570平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%です。  
議案第102号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第102号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、議案103号から106号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件についてを上程をいたします。  
事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。  
議案第103号、島内○○○○-○、現況、台帳地目ともに田、24.25平米を○○○○○○が隣接する○○○○○○○のために地役権設定を行うものです。  
続きまして、議案104号、新村○○○○、現況、台帳地目ともに畑外1筆、合計337平米を農地保全のため、○○さんへ贈与により所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第105号、入山辺○○○○、現況、台帳地目ともに畑、737平米を経営規模拡大のため、○○さんへ売買により所有権を移転するものです。  
議案第106号、入山辺○○○-○、現況、台帳地目ともに田、634平米外6筆、合計5,846平米を農業経営規模拡大、農地保全のため、○○さんへ売買により所有権を移転するものです。  
以上4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、

許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元委員の意見を103号から順にお願いをいたします。  
まず、103号であります。島内ですので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 103号の地役権設定ということで、あまり3条で出てくる案件ではありませんが、この場所は、〇〇〇〇〇より北のほう、〇〇〇〇〇の〇〇があった少し1キロくらい北になりますが、そこに〇〇〇〇〇というのがございます。建てたときに隣接の、そこには下水が通ってなかったものですから、隣接の農地の一部のところをお借りをして、下水を下水本管につないであるということですが、将来的なことを含めて、はっきりしておいたほうがいだろうということで、地役権ということで、下水管を通すための権利を設定するものです。特に問題はないかと思えます。  
以上です。

議長 次に104番、新村であります。柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 それでは、104号ですが、場所は〇〇〇〇〇沿いで、波田との境に近い地籍、安塚という地籍ある〇〇沿いの、圃場整備からちょっと外れたといえますか、〇〇との間に残ったような小さな農地になります。地主の〇〇さんは今井へ嫁がれていらっしゃるということで、非常に離れているために耕作できなくて、譲受人の〇〇さんが今までも管理、耕作していらっしゃいました。それを譲渡により所有権を移転するという内容で、〇〇さんは専業で農家やっておられますし、今後営農は続くという内容でございます。お願いします。

議長 続いて、105号であります。入山辺であります。百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 場所は入山辺の〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ500メートルぐらい上がったヒラベシという地区なんですけれども、この〇〇〇〇さんはもう何年か前からこの土地を借りてブドウを作っているものですから、今まで作ったのを今度は買うという感じだものですから、問題ないと思えます。

議長 それでは、106号をお願いいたします。

百瀬農業委員 106の〇〇さんが〇〇さんから買う件ですけれども、これ、場所は入山辺の入り口というか、南方地籍になりますけれども、このうちの436番の1,252平米のところは牧草地になってはいますが、あとはみんな耕作されていまして、きれいに起こしてありました。この〇〇さんは、入山辺、たまたま住所が入山辺に変わったものですから、今回載ってきたんですけ

れども、もともとは里山辺で認定農業者になっておりまして、ハヤシ町会のほうをメインに7町歩ほど借りてやっている、前から借りてやっている方ですので、問題はないかと思います。

**議長** 続きますので、全体を通して質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議長** 意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、4件について一括して集約をいたします。  
農業委員の皆様には伺いますが、議案第103号から106号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

**議長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたしました。

続きますので、議案第107号から110号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件に及び関連がありますので、議案第117号 農地法第5条の規定により許可申請承認の件、1件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いをいたします。

藤井主事。

**藤井主事** 農業委員会事務局の藤井です。よろしくお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、2ページをご覧ください。

初めに、議案第107号ですが、共有名義で農家住宅を建築する関係で、農地法第4条、第5条の同時申請となっておりますので、第5条の議案、第117号についても一括して説明をいたします。

まず、議案第107号、今井〇〇〇〇-〇外2筆、計3筆、現況地目、畑、756平米を芳野にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅を新築する計画です。

続きますので、4ページをご覧ください。

5条、議案第117号、今井〇〇〇〇-〇外2筆、計3筆、現況地目、畑、756平米を芳野にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅を新築する計画です。これは土地所有者である〇〇〇〇さんとその息子である〇〇〇〇さんが共有名義で農家住宅を新築するため、4条と5条の同時申請となったものです。農地区分は第1種農地であります。周辺の土地では計画が実行できないため、また集落に接続しているということから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

それでは、また2ページにお戻りいただいて、議案第108号、会田○○○外2筆、計3筆、現況地目、道路、124平米を会田にお住まいの○○○○さんが道路、住宅敷地として転用する計画です。申請地は、既に敷地への進入路として農地とは認識せずに使用していたものです。こちら、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続が取られていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第109号、梓川倭○○○○-○、現況地目、宅地、17平米を梓川倭にお住まいの○○○○さんが住宅敷地として転用する計画です。申請地は、既に住宅が建っておりまして、農地とは認識をせずに使用していたものです。こちらも追認であることにつきましては、当時転用許可の手続が取られていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、また集落に接続していることから、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第110号、波田○○○○-○外1筆、計2筆、現況地目、宅地、213平米に波田にお住まいの○○○○さんが住宅敷地として転用をするものです。申請地には既に農業用の倉庫、駐車場として使用されており、農地とは認識せずに使用していたものです。こちらも追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がなされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第3種農地でありますので、原則許可の案件になりますので、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

初めに、議案第107号について、地元委員さんの田中委員さん、説明をお願いいたします。

田中農業委員

107号ですけれども、今井、山形、朝日で○○○○○があります。今井の○○○○○へ向かう○○○の最後のカーブ、その東側にこの当該地があります。写真でご覧のとおり、3方が屋敷林に囲まれておりまして、1方が道についております。元々、○○さん、そこに住宅があつて、そこを壊されて、今、住んでいるところに引っ越していらっしゃるようですが、息子さんと一緒に入ってみえるということで、周りに影響がないということで、適当ではないかというふうに判断をいたしました。

議 長

続いて、現地調査をしていただいた中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 107と117号ですが、写真見ていただければ、ちょっと木が生い茂っているんですが、写真の左側が道路、通路になっています。そこから道路続きに地番で〇〇〇〇-〇が農地、青地になっていまして、それを転用して住宅を建てるということと、あと左上と右の奥が住宅になって、道路の手前も住宅がありまして、特に問題ないと考えます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第107号、そしてまた5条の117号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、107号、会田、四賀でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 それでは、現場へ行きまして、本人と話をしてきたわけでありましてけれども、〇〇さんの先代が20数年前に増改築をしたというときで、そのときに資材等の搬入について、水田だったところをこういった道にした。それをそのままずっと使っていたということで、今現在でも、写真にありますとおり、裏の倉庫へ行く道にもうなっております。本人も大変気にしておりますけれども、この件についてはやむを得ないんじゃないかというように思います。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 108号ですが、この左から下にかけてが道路になっていまして、そこから母屋に入るところが左上になります。そこから裏へ回ることがちょっと不可能で、こっちへ道路として利用していたようです。ほかから入る進入路もないので、やむを得ないかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長 その他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案108号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、109号でありますので、波場推進委員さん、お願いします。

波場推進委員 ○○○○-○、梓川倭氷室地区になります。所有者は○○○○さんです。  
申請地は○○○○○から西へ150メートル行った場所になります。現況は、写真のとおり、一部建物が建たっている状況です。一応中に理由書がありまして、分筆前の申請地○○○○と、元は9ですけれども、隣接の建物が建っている○○○○-○番地は、昭和62年の圃場整備事業による換地処分で、建物は昭和55年に新築されているという記載されています。現状に合った形にするには、宅地転用も仕方ないかなと思います。  
自分の判断としては、これ、圃場整備で後からまたこの○○○○と○○○○-○を圃場整備に取り込んで、何らかの処理をしたかったと思われま。現状は○○○○の田んぼですけれども、圃場整備は実際にはなされていません。ということは、何らかの形で処理したかったけれども、できなんだという状況だと思います。だけれども、現状に合った形にするには、仕方ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 現場を確認をしていただきました中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 109号ですが、一部宅地にかかっているということで、そこが畑ということで、柿とか梅が栽培されていまして、その奥は田んぼになっています。もう宅地が建っていて、もうこれはしようがないかなという件だと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第109号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、議案第109号は原案のとおり承認することと決定を

いたします。

続いて、110号、波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

**波多腰農業委員** 110ですけれども、波田町時代からの建物で、この奥の、これは違うか。見えないか。この右側にハウスがあるんですけれども、このハウスがあって、そのハウスの横にこの建物があるんですけれども、このハウスと建物の位置が逆に申請してあったということで、それをまたこの小屋に入っていく、〇〇〇〇〇〇からこのところへ入っていくところに新しく新築する住宅があるんですけれども、その取付道路上の奥に駐車場ないということで、申請したところ、ハウスとこの建物が逆に申請されていたということで、再度申請し直すという議案でありますので、奥の突き当たりのほうですので、見た感じでは、もうやむを得ないかなと思って見てまいりました。

以上です。

**議 長** 中條委員さん、お願いします。

**中條農業委員** 110号ですが、今、写真の倉庫があるんですが、その横が駐車場ということであります。それで、その倉庫の手前が〇〇さんのおじいさんの住宅で、今、その右横が新築する住宅で、その右横が〇〇さんの住宅になっています。倉庫の向こう側が畑で、その向こうが〇〇〇ということで、特に問題ないと思います。

**議 長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

**議 長** 意見がないようです。  
議案110号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

**議 長** ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、5条の審議の前に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いいたします。  
藤井主事。

**藤井主事** 再び藤井です。よろしくお願いをいたします。

報告事項ですが、すみません、資料はありません。

報告事項の内容ですが、先月、9月の定例総会の4条でご審議をいただきました島内地区の太陽光発電施設の関係になります。

松本市農業委員会としては否決ということで、長野県のほうに否決、松本市農業委員会としては否決の意見書を送付をいたしました。その後の審議を県のほうでしていただいた結果が来ておりますので、ご報告させていただきます。

県のほうで審議をする中で、今回、島内地区、地元の島内地区で懸念されていた事項といたしまして、湧き水が多いエリアということで、配水するためのパイプがその地下に張り巡らされている可能性があるということで、それを傷つけられてしまうと、周辺の農地に影響が出る可能性が高いということが懸念事項としてありました。

その件に関しまして、県と申請者と協議をした結果、県のほうで条件をつけまして、事前に着工する前に必ず土地改良区の立会いの下、地下の調査を行い、パイプを必ず破損させないように調査をし終わった後、施工をするということで、書面でも提出をされましたところ、その結果、農地区分、こちら第2種の農地ということと、一般基準の各要件を満たしていると判断し、県では許可ということになりましたので、ご報告をさせていただきますと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思います。

　　続きまして、111号から124号の農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議が終わりました117号を除く13件についてを上程いたします。

　　それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大島主事。

大島主事 　　お世話になっております。農業委員会事務局の大島です。

　　着座にて失礼いたします。

　　では、議案書3ページをお開きください。

　　初めに、修正をお願いいたします。

　　議案第112号の島立の件ですが、譲受人のご住所が「島内〇〇〇〇」となっておりますが、正しくは「島立」になります。申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。

　　それでは、議案説明に入ります。



る計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。なお、この土地は令和2年9月16日に農振除外済みです。

続きまして、議案第122号、反町〇〇〇-〇、現況地目、田、1,188平米のうち315平米を取出にありますが〇〇〇〇〇〇〇が台風19号による災害復旧工事用地として一時転用する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、6ページです。

議案第123号、梓川梓〇〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、畑、245平米に波田にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、また集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第124号、梓川倭〇〇〇〇-〇〇、登記地目、田、現況、畑、17平米に梓川倭にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇が通路を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、また既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いたします。

**議 長** 初めに、議案第111号については、地元委員の意見ではありますが、濱委員さん欠席だよね。上條推進委員さん、お願いします。

**上條信推進委員** 111号であります。譲渡人の〇〇さんは、前、〇〇〇〇〇の経営者の奥さんでございます。場所は〇〇〇〇〇の敷地内みたいなところであります。この図にありますとおり、敷地内、全く屋敷の中みたいなところであって、ほかへの迷惑というようなことは一切ないと思うんで、妥当かと思えます。

以上です。

**議 長** 現地確認をしていただきました中條委員さん、お願いします。

**中條農業委員** 111号ですが、写真見ていただくと、車が止まっているところが従業員さんの駐車場なんです。そこから境のフェンスまでの間が農地ということで、そこを駐車場にして、今の駐車場のところで大型車等がUターンできたりするということで、同じ敷地内の転用ということで、問題ないと思えます。

**議 長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第111号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、112号、島立でありますので、上條推進委員さん、お願いします。

上條信推進委員 それでは、112号を説明いたします。  
場所ではありますが、島立の小柴というところで、〇〇〇〇〇〇沿いへ僅か入ったところあります。この図にありますとおり、手前が住宅ですかね。本人の住宅でありまして、奥のほうは松本の市道、右側のほうは僅かに農地があるわけではありますが、これも〇〇さんの農地でありまして、ほかへの迷惑というようなことは一切ないだろうと思います。  
以上です。

議長 現状確認をしていただいた中條さん、お願いします。

中條農業委員 112ですが、今言われたとおり、左に住宅、手前に住宅、それと向こうが通路で、ほかに影響を与えるようなことがないので、妥当だと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約いたします。  
議案第112号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、113号、新村でありますので、柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員

それでは、写真を見ながらお願いしたいと思いますが、113号、新村の東新という地籍のところ、ここに看板ありますが、〇〇〇〇〇〇という〇〇さんの左側、この写真の左側がその〇〇〇〇〇〇の〇〇になっておりまして、手前がそこの前を通っている〇〇〇へ行く道路になります。圃場整備で水路が右側に、ちょっと写真よく分からないんですが、水路がU字溝が入っております。それとの、圃場整備のときの多分残地というふうな形で残った農地、この三角形です。面積が60幾つですか。ということで、その一番奥に車が止まっておりますが、それが今回申請された〇〇〇〇〇〇さんの住宅になっておりまして、そこへ出入りする通路があるわけですが、ここをもうちょっと広くすると使いやすいということで、残った残地の農地、ごく僅かな変形された農地ですが、やむを得ないんじゃないかなと見てまいりました。お願いいたします。

議 長

現地確認をしていただきました中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

113ですが、今おっしゃられたように、奥の〇〇〇さんの進入路ということで、一部農地が残っていたということです。右側に水路があって、その右側は水田になってはいますが、左側が〇〇で、特に問題ないと思います。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

集約をいたします。

議案第113号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということでありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

続きまして、議案第114、そしてまた115、116と一緒にお願いしたいと思いますが、今井でありますので、田中代理、お願いいたします。

田中農業委員

それでは、14から16まで、場所的には〇〇〇〇〇〇〇の北の端、東側、この辺の地権者は今井の方はほとんどいらっしゃいませんで、ほとんどが〇〇の方です。〇〇の南側。ここ、よく出てくるんですが、当該地をご覧いただくと分かりますとおり、ほとんど営農には適さない、もちろん改良区も入っていませんし、そういう状況ですので、これ、もう少し前だったら、

景観的にという話もあったんですが、ここまで来れば致し方ないと。営農を専業でやる方にはほとんど迷惑かからない状況だと把握してまいりました。

議長 現地確認をしていただきました中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 114から116ですが、写真の114と115号はブドウ園でつながっている土地です。もう左側、14のほうはブドウを切ってしまって、もう作ってないところです。そのブドウ園の手前に道が見えますが、その反対側は〇〇〇があります。その向こう側に、ブドウ園の向こう側に見えるのが、ちょっと見えるんですが、昨年と同じ申請があった資材置場になっていまして、その関係で、そのブドウ園と116の土地は、左側がその去年申請のあった資材置場になっているところで、もう周り、家とか工場とかで、特に問題はないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第114号、115号、116号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、118、寿小赤でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 写真をご覧ください。左側に道路がありますけれども、そこを奥に1キロほど行くと〇〇〇〇があります。道路沿いの農地です。申請人の〇〇さんですが、この農地で2年ほど前から花の苗を作っている農家さんです。それで、その花の苗を集荷に来る業者さんのトラックが大型のため、そのトラックを置く場所が必要だということで、駐車場の転用の申請になります。この写真では、シートを張って土がないんですけども、先日、私が確認しに行ったところ、土に覆われているのを確認しました。妥当だと思います。

議長 現地確認をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

118号につきましてご説明させていただきます。

今、写真をご説明ございましたが、このビニールハウスが囲ってある周りが全て、この田んぼにつきましては、サボテンと花を作っているということで、大きなハウスがたくさんございまして、この出入りする駐車場がないということで、周りも左側に道路、それからこっちの手前のほうも道路ですけれども、駐車する場所がないということです。それで、農業施設の1つということで解釈をして、車を止めたいということです。やむを得ないと思いました。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようですので、集約いたします。

議案第118号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続いて、119号、寿の小赤でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員

この場所ですが、〇〇の〇〇〇から南に行った突き当たりの農地になります。ガス工事に伴って、この農地に仮事務所、それと仮資材置場を置きたいという一時転用の申請です。ほかの農地に悪影響はあるとは見えませんでした。やむを得ないと思えます。

議 長

現地確認をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

今ご説明のあったとおり、仮、一時転用ということで、材料置場、事務所ということで、周りの畑、田んぼ等には支障ないという条件ですので、許可相当と判断しました。

議 長

本件についてほかの委員の皆様で意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、集約をいたします。

議案第119号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の

皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、120号であります、内田であります。丸山農業委員さん、  
お願いします。

丸山農業委員 申請者の〇〇さんですが、現在、広丘のほうでアパート暮らしをされていて、2人暮らしをしているそうです。それで、今後家族が増えたり、両親も高齢化しているものですから、実家の隣接地に家を新築したいということで、奥さんのお父さんに相談したところ、家の隣に宅地があって、そこに建てたらどうかということで、申請をするに当たって、農地が45平米ほどあるものですから、そこら辺のところも、今後家を増築するということも考えて、今回の申請に至ったということでお聞きしてきました。他に影響はないと思っていますので、許可相当だと考えています。  
以上です。

議長 現地確認をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 120号ですが、今、四角く囲ったところが農地ですけれども、その左側に建物が建っていて、今度新築するというので、壊した更地になってまして、現在、ここが宅地なんです、この宅地に建てるにつきまして、その囲ってあるところが農地であったということで判明しまして、これを転用して宅地にしたいということでございまして、その柵のほうに道路、こちらの手前は住宅になっておりまして、ここに住宅を新築をするということについて、今現在、畑の様相になっておりませんでした。この部分についてはやむを得ないと、このように思いました。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約をいたします。  
議案第120号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、121号であります、里山辺であります。中川委員さん、  
お願いします。

中川農業委員

7ページの下の写真になります。右側のこれが〇〇〇という〇〇になります。この一帯は、実はこの里山辺のいろいろな〇〇〇〇が集まっている場所でありまして、この〇〇〇、それからすぐそばに〇〇〇の〇〇〇、それから〇〇〇〇〇〇〇〇、それから〇〇〇と、こういったようなものが集中している地帯です。ここ、以前はブドウ園だったんですが、もうブドウ園じゃなくて、今、更地になっています。この写真のこの白枠のその向こう、これが東側になるんですが、ここに現在手狭になった〇〇〇の〇〇〇、これを新築するというので、今、進んでいるところです。この写真の枠の左側、これ、細い市道になっているんですが、これが6メートル道路に拡張するということにもなっておりまして、この当該土地のこの南側がこの〇〇〇、それから向こう側、東側が新しくできる〇〇〇の〇〇〇、それから左側、北側、これは道路を挟んで〇〇〇の〇〇〇があります。こういったような施設のちょうど中心になるということで、確かにこの〇〇〇も、この駐車スペースがないというようなこともありまして、ここに駐車場を造るというのは、これは地域としてはこれも妥当な判断ではあると私、見ております。この申請につきましては、問題はないと思っております。よろしくお願いします。

議 長

現地確認をしていただいた竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

121番について、今、丁寧な説明がありましたが、現地見まして、全部周りは田んぼで、更地でありました。この右側の大きな建物が〇〇〇という〇〇のちょうど北側の場所にある田んぼでございます。現状畑ということになっておりまして、あと、今説明ありました大きな道路を造る工事をこの北側のほうやっております、周りには支障ないだろうということで判断してまいりました。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようですので、集約をいたします。

議案第121号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、122であります、四賀でありますので、金子委員さん、  
お願いします。

金子農業委員 それでは、122でありますけれども、反町というところの水田でございます。  
災害復旧のための工事用地ということで、来年の3月31日まで賃貸をするということ  
であります。新年度の農作業並びに作付等には影響がないということで、妥当ではないか  
というように思います。  
以上。

議長 現地確認をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 それでは、122号についてご説明させていただきます。  
この白線も、田んぼを一時使用して、その向こう側に川がありますが、そこが災害現場で、  
そこまで出入りする道路がないということで、この白線、四角く囲ってある右側は道路  
でございます。ここから川に向かって一時転用、鉄板等を敷いて一時転用ということで、  
来年の春までには工事が終わるということでございますので、よろしいかと思  
います。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、集約をいたします。  
議案第122号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の  
皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた  
します。  
続きまして、議案123号は梓川梓であります。波場さん、お願いします。

波場推進委員 ○○○○-○、梓川梓上大妻地区になりますが、所有者は○○○さんです。  
申請地は○○○○○から東へ約1.2キロぐらい行ったところですがけれども、  
現況は、写真のとおり、自己保全されておりました。子供が家を新築する  
ための農地で、使用貸借権の永年設定になります。申請地は宅地、道路、  
用水路の囲まれており、隣接地に与える影響はないと判断しました。  
ちなみに、写真の宅地ですけれども、これが○さんの母屋になります。そ

の南側にこの敷地ということで、ほとんど並走して宅地を建てるようです。一応そういうことですので、いいと判断をしました。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 123号ですが、今ご説明がありました。ここの白線の外は、3方に、北、西、東側と宅地に囲まれておりました。それで、南側が畑でございましたけれども、ここにうちを建てても、周りには支障ないだろうという判断をしてみいましたので、よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
議案第123号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、124号も梓川倭でありますので、波場さん、お願いします。

波場推進委員 ○○○○-○○、梓川倭、これはさっきの4条のときの氷室地区になります。所有者は○○○○さんで、申請地は○○○○○から南西へ約450メートル行ったところになります。現況は登記簿上は田ですが、せんぜ畑で使用されておりました。申請者は、東側に隣接している土地に○○○○○をしております。今度このすぐ西隣に、写真のこのちょっと右側に道路写っていますけれども、この道路を挟んで右側のところに○○○○を○○します。各筆の車路と車路を結ぶ位置にこの申請地があり、申請地は住宅、道路に囲まれており、隣地に与える影響はないと判断しました。よろしくをお願いします。

議長 現地確認をしていただきました竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 今ご説明ありましたこの白線の外側に車、軽が止まっておりますが、ここは○○○という○○○○○だそうです。この駐車場になっておまして、今ご説明ありました道路の右側のところに大きな建物を建てておまして、

ここに〇〇〇〇〇等が入る道路、設備ですので、〇〇〇〇〇等が入るということで、現状の道路では手狭であるということですので、この〇〇〇さんの敷地の続きにこの畑がございますが、この角を道路の一部にするということで、周りに支障することはないと、このように判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第124号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案第125号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。保科主事。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。  
着座にて失礼させていただきます。  
それでは、総会資料7ページをご覧ください。  
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。  
議案第125号、島内にお住まいの〇〇さんが島内〇〇〇〇外1筆、合計711平米について納税猶予の適格者の承認を受けるものです。  
以上になります。よろしく願いします。

議長 地元委員の意見をお願いいたします。河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から西へ1キロ近くのところで、〇〇〇〇〇の〇〇になります。それで、面積的には2筆、小さい筆なんです。まず〇〇〇〇のほうは、家の裏手にあって、野菜等が作られておりました。そして、〇〇〇〇-〇のほうですが、いろいろ計画をされているようで、ブルーベリーを作るといふ計画であるということです。それから、一部キウイを植えて、そここのところも農地として利用すると。ちょっと細長い農地で、あまり宅地にするには狭いし、利用するには非常に利用しづらい場所でございますが、一応申請者の〇〇さんは計画的に農地として継続してや

っていくよということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第125号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、126号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。  
着座にて失礼させていただきます。  
それでは、続きまして総会資料8ページ、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第126号、並柳〇-〇〇〇外2筆、合計740平米について承認を受けるものです。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 126号について、地元の委員の青木委員さん、お願いをいたします。

青木農業委員 場所的には、〇〇〇〇〇の前を西のほうへずっと入っていきますと、〇〇と〇〇〇があるんですが、その〇〇のところを左側に入ったところの左側のところなんです、この畑の南側で、北側に自宅がありまして、自宅の隣という形で、この畑が全部つながっております。1枚の畑なんです、〇〇〇と〇〇〇はハウスになっていまして、その中にセロリやトマトなんかも作っております、それから露地のほうについては、ネギ、大根、ハクサイとか、野菜関係がきれいに作られております。そんな関係で、本人ともお話をして、割と計画的にきれいにやっているなと思って感心して帰ってきました。問題ないと思います。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。  
議案第126号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認されることといたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
9ページ、10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、11件、11ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、12ページ、13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、22件、14ページ、15ページ、農地法第4条の規定による届出の件、7件、16ページ、17ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件、18ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりご承知をいただきたいと思います。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。  
再開は3時からということをお願いいたします。

(休憩)

議長 引き続き総会を再開をいたします。  
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。  
初めに、協議事項ア、令和2年度家族経営協定締結の取組みについてを議題といたします。

まず、農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課）

お世話になっております。農政課の羽入田です。  
本日は家族経営協定締結推進のお願いに上がりました。  
着座にて失礼いたします。

もう例年推進していただいているので、ご存じかとは思いますが、  
家族経営協定の概要についてご説明させていただきます。

資料19ページ目をご覧ください。

資料に記載しているとおり、農業経営の方針、家族一人一人の役割、就業条件、就業環境等を家族全員で話し合い、農業と生活のルールとして書面に表すものです。協定を締結すると、家族単位で認定農業者になることができたり、条件が合えば、配偶者や後継者の方が農業者年金の保険料の補助を受けることができます。また、市単独補助事業の松本市未来を担う農業経営者支援事業では、協定を締結した女性農業者が優先的に補助を受けられるというメリットもあります。

お手元に令和2年度家族経営協定推進資料というラベルが貼ってある封筒を配付させていただきました。茶色い封筒になります。

そちらの封筒の中には、家族経営協定の推進用資料として、締結予定者の報告書を1部、推進対象者の参考名簿1部、あとはピンク色のパンフレットが3部入っております。

締結希望のご家族には、よりよい労働環境を整えるために、現在の農業と生活の状況についてお話し合いをしていただき、パンフレットに挟み込んである下書きシートにまとめ、市、県の担当者のアドバイスの下、書面化していただきます。

協定書の見本は、ピンク色のパンフレットの裏面に掲載してあるとおりです。

また、封筒内の推進対象者の参考名簿について、認定農業者の中でまだ家族経営協定を締結していない方をまとめてあります。こちらはあくまでも参考ですので、若い後継者がいらっしゃったり、配偶者の方が就農されたりといったご家族の状況を考慮して、推進にご活用いただければと思います。

もちろんこちらに載っていない方も締結できますので、少しでも関心のあるご家族がいらっしゃいましたら、お名前を11月30日までに封筒内の締結予定者報告書により農政課へご報告ください。

担い手の皆さんが意欲的に農業に取り組めるような環境を整える経営体が増えれば、市全体の農業の発展につながりますので、ぜひ地区の皆様への積極的な推進をお願いいたします。

以上になります。ありがとうございました。

議 長

ただいま農政課の説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして、発言ある委員の皆様は挙手をお願いをいた

します。

上條委員さん。

**上條信太郎農業委員** ちょっと知識がないもんでお聞きしたいんですけども、家族協定っていうのは、うちはちょっと入ってないんですよ。というのは、株式会社化していこうという考え方があって、そこで受けられる恩恵といいますか、今のいろいろな保障とか考えると、家族協定によくよく入る必要ないんじゃないかというような感じがするんですけども、向こうで受けられる厚生年金等の加入とか、そういうものから考えていくと、その前段の単一の農家ではいろいろと弱い面もあるからということの中で捉えている協定というか、そういうふうに理解していたんですけども、それでいいんですかね。

**議 長** 羽入田主任。

**羽入田（農政課）** 今、お話しいただいたとおり、法人様の経営については、ちょっとあまりメリットが感じられないところはあるまして、やはり家族単位で経営していらっしゃる経営体にメリットの多い制度かなとは思いますが、法人さんでも、ご家族を主として経営していらっしゃる方については、やはり役割分担を明確にしたりですとか、就業環境について向上していこうというような明文化していただくことで、ちょっとやる気につながってきたいというようなメリットがあるかなとは思いますが、制度的には、あまり補助的なものはちょっと薄いかもしれないです。

**上條信太郎農業委員** この会の方向としては、農家が政府の方針としても大型化とか、そういった中で、家族協定でとてもじゃないけれども済まない部分もあって、法人化というか、農業法人化というか、そういうのは進んでいくと思いますので、私はやはりこの協定ばかりに力を入れるんじゃなくて、農家の法人化もやはり松本市の農業委員会でやっぱり推進をすべきじゃないかなっていうふうに思いますので、また役員の中でご協議いただければというふうに思います。

以上です。

**議 長** 要望でいいですね。  
ほかにどうですかね。これにつきましてご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

**議 長** ほかにないようです。  
集約を行います。  
本件は推進委員の皆様も含めまして出席の全委員の皆様にお伺いします。  
本件について、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

農業委員、推進委員の皆様には、家族経営協定の締結に向けてご協力いただきますようお願いをいたします。

次に、協議事項イ、令和2年度農業者年金の推進活動についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局の増澤でございます。

令和2年度農業者年金加入推進活動についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の21ページをご覧ください。

全国で取り組んでいる「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」の最終年が本年度の令和2年度でございます。加入目標が達成できるように取組について協議をお願いいたします。

令和2年の11月から令和3年の2月までを加入推進の強化月間といたします。

今年度の加入目標数は、長野県からの提示で3か年で23人という目標をいただいております。松本市独自の目標としては26人を目標としております。平成30年から令和元年度までの実績として、20名加入を既にいただいております。令和2年度現時点で3名加入をいただいておりますので、23名加入ということで、県からの目標は達成している状況なんですけれども、松本市独自の目標まであと3名というところにあります。

加入推進の方法なんです、お配りしておりますお手元の農業者年金加入推進関係資料という封筒の中に入推進名簿が入っております。こちらの名簿は、認定農業者の方及びそのご家族の方で農業者年金に未加入の方を抽出した名簿となっております。こちらの名簿登載者の方を中心に、JAの事務担当者ですとか年金協議会の役員と連携をしながら、戸別訪問等によって加入推進活動をお願いいたします。

こちらの名簿は個人情報となっておりますので、年金の推進以外の目的には使用しないようお願いするとともに、管理には十分注意をお願いいたします。

加入推進名簿の登載者以外でも、農業者の会合等でお会いになる方ですとか、そういった方に対しても、農業者年金制度の周知とか加入の働きかけをお願いいたします。

老後の備えというのは、ご本人さんが考えるものということもあると思いますので、必ずこの農業者年金が本人にいかどうかっていうのも考えるところなんですけれども、農業者にとってはいい制度というふうでやっておりますので、この制度を知らなかった、後から考えては入りたかったと

思われる方がないように、制度を知っていただくということで、皆様に周知のほうをお願いいたします。

活動内容の報告なんですけれども、同じこの封筒の中に、令和2年度農業者年金加入推進活動記録簿（様式1）というものが入っております。こちらに強化月間中に活動した内容について記載していただきまして、令和3年2月の定例総会でご提出をお願いいたします。

様式の裏面に記入例がありますけれども、活動を行っていただいた日付ですとか場所、あとは具体的な内容、所要時間、結果等をご記入いただきまして、ご提出をお願いいたします。

こちらの活動記録簿に基づきまして、令和3年の3月には活動していただいた方には報償費をお支払いするという点もございますので、併せてお願いをいたします。

説明は以上になります。

**議長** ただいまの事務局からの説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様の手ををお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議長** ないようです。  
これより集約を行います。  
本件は推進委員の皆様も関係する内容でありますので、ご出席の皆さん全員についてお伺いいたします。  
本件について、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

**議長** 全員賛成でありますので、本件は了承されました。  
農業委員、推進委員の皆様には、農業者年金加入推進に向けた計画的な取組に格段なご配慮をお願いいたします。  
次に、協議事項ウ、令和2年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
中野主査。

**中野主査** 令和2年度利用状況調査結果及び利用意向調査の実施についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

要旨といたしまして、こちら、今年度の7月から8月に委員さんたちにお願ひさせていただきました農地パトロールの結果の報告をするとともに、新たにA分類及び2号遊休農地になってしまった農地の耕作者、土地所有者の方たちに、今後この農地について、農地の利用意向がどのようにある

のかということについて調査を行うことについて協議するものです。

基本的事項といたしまして、（１）農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要、（２）遊休農地及び荒廃農地の判断基準、資料の２６、２７ページにありますけれども、こちらのほうは遊休農地の農地パトロールの説明の際に一度ご説明をさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

３、利用状況調査の実施状況の実績ですけれども、こちらは２８ページに各地区、何日に農地パトロールを行っていただきまして、参加人数が何名だったか、こちらが各地区の実績表となっております。

４、利用状況調査の結果、こちらは１０月末時点での集計値となっております。３０年度と令和元年度、こちらにつきましては、それぞれ年度末時点での数値となっております。

令和２年度の数値ですけれども、Ａ分類と２号遊休農地を併せて３１．５ヘクタール、前年度対比マイナス４．８ヘクタール、増減内容といたしましては、解消も非常に多かったんですが、発生も８．５ヘクタールと多い状況となっておりますが、実際にはＢ分類への移行、原野化してしまったＡ分類、山林化してしまったＡ分類がございますので、この分が実際的には全体のマイナスの要因となっております。

Ｂ分類につきましては、今年度２３５．４ヘクタール、前年度対比４．５ヘクタールの増となっております。こちら、Ｂ分類からの解消、まれなケースなんですけれども、４．７ヘクタール解消となっておりますが、新たに発生したＢ分類、Ａ分類からの移行ということで、９．２ヘクタールの増となっております。

詳細につきましては、資料の２９、３０ページになります。

２９ページにつきましては、Ａ分類及び２号遊休農地の各地区の面積、筆数、増減等の記載してございます。

３０ページにつきましては、上段が荒廃農地の解消面積となっております。下段がＢ分類の詳細となっております。こちら、各地区別に集計を取っております。

５、令和２年度利用意向調査の実施について（案）。

こちら、調査対象といたしましては、先ほども要旨のところでご説明したとおり、新たに荒廃農地Ａ分類及び２号遊休農地になってしまった農地の土地所有者または耕作者の方に調査を行います。

予定件数といたしましては、５４件、８８筆、８．５ヘクタールの農地となっております。昨年度に比べますと、約半分ぐらいの量となっております。

では、実際にその内容なんですけれども、３１ページ、こちらのほうに集計表としてまとめてございます。

対象農地といたしましては、この表の左側部分はその農地がある地区別の内訳となっております。合計で８８筆、８．５ヘクタール。右側につきましては、その農地の耕作者または土地所有者の方の住所地の集計表となっております。こちらが５４名、５４件ということになります。

24ページのほうに進んでいただきまして、調査の進め方なんですけれども、方法といたしまして、今年度、人・農地プランの各地区説明会のほうにも委員さん出席していただいておりますので、こちら第一弾の調査といたしましては、事務局のほうから郵送で各該当者に調査書を郵送させていただきたいと考えております。調査自体は、令和2年の12月28日月曜日締切りで出させていただきます。

内容ですけれども、資料の33から36ページに実際に送付するものを載せてございます。33ページ、34ページにつきましては、この農地が該当ですよという中身の通知です。35、36ページにつきましては、耕作者または所有者の方がアンケートとして利用意向を記入していただいて、事務局に提出していただくものとなっております。

35ページの中段から下段のところ、①から④まであります。昨年度までは①から⑤までありました。1つ抜けたのは、農協さんを介した円滑化事業が今年の3月31日で廃止となっておりますので、その円滑化事業分は外させていただいております。回答といたしましては、①から④の中から回答していただくようになっております。

こちらにつきまして、また別冊で利用意向調査実施手順というものをつけさせていただいております。委員さんのほうに、調査の対象となった方から何かお問合せが行きましたら、こちらの実施手順を見ながらご回答をいただければと思います。

こちらのほうには、耕作者または土地所有者の方に回答していただく記入例などをつけさせていただいております。何かお問合せがあれば、この手順書を見ながら回答していただければと思います。

この手順書の7ページ以降につきましては、実際にこの新たに利用意向調査の対象となった方の名簿となっております。こちら、耕作者の地区が左側ですね。こちらの住んでいる地区で通知が出ているということだけご承知していただければよろしいかと思います。

資料のほうに戻っていただきまして、24ページ上段の(3)未提出者への対応ということですが、提出期限を過ぎても、実際に提出されない方につきましては、大変申し訳ないんですけれども、令和3年の1月中に委員さんによる戸別訪問の実施も考えております。その場合につきましては、事務局のほうから各委員さんのほうに電話等をお願いをさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

6、令和元年度の利用意向調査の結果に基づく遊休農地に関する措置の状況なんですけれども、昨年度につきましては、159筆の調査を行いました。実際に中間管理機構以外のもので農地を回復させるといった筆が126筆ございまして、今回の夏の農地パトロールの結果、72筆がその回復、農地としての回復を見込めていない筆となっておりますが、こちらの72筆につきましては、農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告対象となるんですけれども、この勧告対象とするためには、農地中間管理機構の借受け基準に該当しないとこの勧告対象にはできませんので、この72筆、勧告対象とはなりません。実際に勧告対象になった場合は、固定資産税の増額

が翌年から行われるようになります。

7、参考といたしまして、勧告対象となる場合につきまして、ア、イ、ウ、エ、また（2）勧告対象外のものにつきましても、ア、イ、ウと記載ございますので、再度確認をしておいていただければと思います。

説明のほうは以上です。協議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 質問がないようです。  
本件は推進委員の皆様にも関係する内容でありますので、出席の皆さん全員にお伺いいたします。  
本件について、ご了承いただける委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は了承されました。  
調査対象地域の委員の皆様には、これから実施をいたします利用意向調査にそれぞれのお立場で協力をいただきますようによろしく願いいたします。  
次に、協議事項エ、第5回長野県農業委員会大会における要請事項の承認についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、資料37ページをお開きください。  
着座にて失礼いたします。  
まず、要旨でございます。  
第5回長野県農業委員会大会、こちら、11月11日に松本において行われますが、やはり新型コロナウイルス感染症対応としまして、出席者を約半数に絞って開催するということでございます。その結果、手続上、各農業委員会でもまず農地利用最適化の推進に関する要請決議の案をそれぞれ承認をとって、大会では全ての農地委員会で承認されたものとして、その内容を確認するという旨、県組織から通知がありましたので、本日決議案の承認を求めるということでございます。

2番、経過でございますが、8月3日に決議案の取りまとめに際しまして、松本市農業委員会の意見を県に提出したところでございます。8月24日、県が素案に対する意見を各委員会へ照会してまいりました。10月15日、各委員会から上がった意見を踏まえ、県組織が決議案を決定したところでございます。

決議案は、別添のとおりということで、38ページ以降付けてございます。

この決議案について、全部説明するということは本日行いませんけれども、内容的には、非常に総花的な内容で、あらゆるもの、あらゆる意見を取り込まなければならないのが県の宿命なのかなというふうにも思いますが、若干そのポイントが見えづらいような感じもいたします。

松本市から上げました意見について見ていけばと思います。

まず、41ページでございます。

41ページの大きな3、遊休農地対策の支援強化というところの(1)でございます。遊休農地の解消対策の強化というところで、こちら、岡田の中條委員から、遊休農地の補助事業の充実、自治体の判断で弾力的に活用できる予算の確保ということでお願いしたところでございます。それが反映されて、「遊休農地再生活用に向けた再生作業に対する補助事業の充実」というような文面に反映されているところでございます。

それから、44ページでございますが、こちら、4番目の有害鳥獣被害対策の強化についてというところの中で、内田の丸山委員さんから上げましたところがそのまま反映されまして、「浸入防止柵の設置及び維持管理に対する支援を長期的に講ずるとともに」というようなところで反映されております。

あと、もう一つありました。一番初めの39ページ、1番の人・農地プランの実質化の着実な推進についてというところの(2)ですね。中山間地域における取組支援というところの中の上から4行目ですね。「こうした地域の農地維持の観点からの経営体の活動に対する支援制度の創設を図ること」というところに反映されておりますけれども、丸山委員の意見は、中山間地は機構を通じた貸借一辺倒ではなくて、担い手経営体の作業受託面積に応じた補助金制度の導入をというところで訴えた中で、「経営体の活動に対する支援制度の創設を図ること」という文面に反映されていることとございます。

様々な県下農業委員会の意見を反映して、県のほうで最終的にこの要請決議(案)をつくったということとございます。

また37ページにお戻りください。

11月11日のその大会概要でございますが、1時から始まって、午後の3時50分には終わるということで、時間をできるだけ短縮して開始するというところとございます。

キッセイ文化ホールのほうで行いますけれども、一番下のところ、大会への参加のところですが、本日ブロック長から参加者リストを出していただいておりますけれども、参加される委員の皆様、12時30分までに受付のほうにお越しいただきたいと思っております。事務局職員が座席にご案内しますので、よろしく申し上げます。

上着とネクタイ着用ということでお願いしたいと思っております。

それでは要請決議(案)について、当農業委員会でもまず承認をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　ないようです。  
集約を行います。  
本件は推進委員の皆様にも関係する内容ですので、ご出席の全委員の皆様  
にお伺いいたします。  
本件について、承認をいただける委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

〔全員挙手〕

議長 　　ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は承認されました。  
大会に参加される委員の皆様、当日よろしくをお願いをいたします。  
次に、協議事項オ、令和２年度松本市農業施策に関する意見書市長との懇  
談会の進め方についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 　引き続きお願いします。  
４８ページ、４９ページご覧ください。  
意見書の市長との懇談会の進め方でございます。  
まず、日時は１１月１３日金曜日、午後３時からＭウイング６階ホールで  
開催します。座席表は添付しておりますが、５０ページのとおりで、ご確  
認ください。  
３番目のところの懇談会の資料でございますが、市の回答が１０月２０日  
に届きましたので、意見書とセットにしまして懇談会の資料を調製いたし  
ました。別冊になります。  
また、事務局のほうでは、新聞報道など集めました委員用の参考資料も併  
せてお送りしております。こちらは委員のみに配付をさせていただいてい  
る資料でございますので、よろしくをお願いいたします。  
その懇談会の進め方ということで、４番目のところ、次第の案でございま  
す。  
開会を情報・研修委員長のほうからお願いして、挨拶を会長、それから市  
長、座長は会長が就任すると。そして、取っかかりの意見書の趣旨説明は  
田中農業振興委員長にお願いしまして、意見交換に入るという流れでござ  
います。  
項目１、それから項目２、こちらは既に回答が届いておりますので、割と  
すんなりと進むのではないかと考えております。時間配分的には２０分、  
２０分というようなことで考えております。

今回、意見書項目を絞って意見書を出しておりますので、懇談会、かなり余裕があります。時間的に余裕があります。それで、番外項目としまして、この1月に松本市農業委員会総会の後、松本新興塾の皆様や農林部の若手職員の皆様と一緒にグループディスカッションをしまして、SWOT分析表というふうなものをまとめております。たしか10グループぐらいに分かれて、それぞれ模造紙をつくってまとめたんですが、これを最終的に全部集約して、記録に残してございまして、それが懇談会資料の、別冊懇談会資料の10ページですね。10ページにSWOT分析表の最終結果、松本市の農業を取り巻く現状分析ということで、強み、弱み、機会、脅威という形で、全てのグループを取り込む形で最終的にまとめた表がありますので、こちらを活用しない手はないと考えております。こちらを材料にしまして、40分間ぐらいじっくりといろいろな意見交換をしていただければと考えております。

そして、最後、会長がまとめとお礼という形にしまして、閉会を情報・研修委員長のほうからという流れになります。

それから5番目の懇談会の進め方でございますが、項目1、項目2は、まず市からざっと回答要旨の説明を受けまして、あと農業委員会と市が自由に発言し、討論して、座長がまとめるという流れで考えております。

項目1、項目2の市の回答の中身、当日説明があるかと思いますが、ちょっと見ていただきますと、まず項目1のほうの里山の整備、中山間地域の暮らしの安全について、こちらにつきましては、意見書に対して、一つ一つ丁寧に答えていただいている印象を受けます。この回答が十分なものかどうかにつきましては、懇談会の議論を通じて、さらに明らかにしていただきたいと考えております。

項目2の収入保険の関係、こちらも前向きに検討するというような表現になっておりまして、具体的な補助率の言及にまでは及んでいませんが、かなり前向きな印象を受けておりますし、実際、会長から市長に手渡す際も、市長から前向きな発言をいただいております。

それで、48ページの下のほうにちょっと太字で書いてございますが、こちら、事務局の案ですが、最初の発言者のみ調整をさせていただきたいと。その後は、これまでの農業経験や農業委員、推進委員の活動を通じて感じるところを自由意思でご発言いただきまして、議論を深めていただければと考えております。

ここ、項目1の最初の発言者、項目2の最初の発言者、空欄にしてございますが、もし今日決められればありがたいかなと思っていて、項目1については、やはり中山間地域ということがありますので、入山辺の百瀬委員もしくは梓川の前田委員さん、最初ちょっと口火を切っていただければありがたいかなと考えています。

項目2については、収入保険の関係ですから、事務局の考えですけれども、実際、今、収入保険に入っている例ええばスイカを作っている波多腰委員さんをお願いできればというふうに考えているところでございます。最初口火切っていただければ、あとどンドンとつなげて発言していただければ

ればというふうに思います。

それから、49ページに移りまして、番外項目ということで、どちらかというところを重点的にじっくりやっていきたいとしたいと思います。

事務局のほうで、まずこの分析表を取りまとめた経過についてざっと説明しまして、中身についてもざっと説明するということです。それからあとは市長を交えまして自由に討論を進めていただくというふうに考えております。

農林部の農政課のほうにも最新の松本市の農業支援事業、市単事業を中心に、A4一、二枚程度で、今こういう事業をやっているんだというような一覧表を今、お願いしているところがございますので、このSWOT分析表と農政課の市単事業を見比べながら、討論をスタートさせていただければと考えております。

ウの議論の進め方ですが、やはり最初の発言者のみ、口火を切る発言者のみ調整をして、あと出席者の自由発言に委ねたいと考えております。

とにもかくにも今のこの現体制、現農業委員会体制での意見書と市長との懇談会はこれが最後の予定でございます。来年の8月にはもう改選になってしまいます。これまで2年半活動してきて、各委員さんが感じたことを率直に市のほうに伝えていただければと思います。

立派な意見とかアイデアは出なくて当然と考えております。アイデアが出ていれば、もう当然施策に反映されているかと思えます。今の新しい市長は、新聞にもよく書かれておりますが、多事争論ということで、どんどん自由に発言をして、意見を交わして、もみ合う中でも、1つでも取りかかる方向性が見つかれば大成功ではないかと考えております。仮に結論や方向性が見えなくても、議論すること自体が必ず何かのプラスになるということで、市長もそのような考え方を持っている、そのような認識でいるというふうに事務局としては感じております。

とにかくフランクに、構えずに、砕けて自由な発言を、そして会話、議論を弾ませていただきたいと強く願っておりますので、よろしく願いいたします。

そうはいつでも、糸口を何かをつくらなければいけないと思ひまして、このSWOT分析表で、まず強みと機会をつなぐ施策の方向性というのを①に設定しました。それから、②を弱みに長所に変える施策の方向性、③として、脅威を避けるための施策の方向性、まさに③については、意見書の項目1の里山とか、項目2の収入保険というようところがそっくりそのまま③に当てはまるのかもしれませんが、それ以外にもいろいろな意見や考えがあろうかと思ひます。とにかくあんまり答えを求めずに、どんどんと議論する中で、何か1つ得るものがあれば、それでいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、懇親会あります。コロナ等ありますけれども、これは強制ではございませんが、懇親会を設定して、ブエナビスタで行います。本日、懇談会、懇親会の出席報告書を提出することになっておりますので、まだお出ししていない委員の方はお願いしたいと思います。

説明は以上でございますが、最初の発言者のところ、項目1と項目2の最初の発言者について、今日調整させていただければと思います。番外項目の最初の発言者は、若い委員さん、あるいは女性の委員さん、今日ちょっと欠席されていますけれども、そんな方にご活躍いただければなんて思っておりますが、こちらについては、ちょっともし我こそはという委員がおられましたらお願いしたいんですが、こちらの番外項目については、今日もしかしたら調整できないかもしれませんが、議長、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま板花補佐から懇談会の進め方についてということでお話があったわけでありましたが、今、最初の発言者の調整というようなところで、項目1については、百瀬委員さん、前田委員さん、お願いできますかね、どちらか。百瀬委員さん、どう。

百瀬農業委員 　私、上がり症だもんで。

議長 　　前田委員さん、口火切ってくれるかい、この項目1について。

前田農業委員 　私はいつもそらしてしまう役目ばかりだもんで、百瀬さんのほうが。

議長 　　両方現場の感じがしますが、百瀬さん、これ、口火切るということで、お願いします。それじゃね、1については。

百瀬農業委員 　もたもたするかもしれません。

議長 　　いやいや、そんなの、十分いいです、それこそ。  
それから、収入保険については、波多腰さん、ぜひお願いします。口火切っていただいて、うんとたくさん出してくれというような方向で話をしていただければと思いますが、お願いしますね。

波多腰農業委員 　私も難しいと思うけれども。

議長 　　いや、そんなに難しく考えないで、意見書の内容を踏まえてやってくればいいと思いますが、お願いします。

それから、次のこのところではありますが、今、補佐が女性とか若い人たちとかというような意見もあったわけでありましたが、若いといえば、河西さんとかというふうになるわけですが、河西さん、どうですかね、どっちか。口火切るということでお願いします。

それで、中川委員さんも何かどっかで、中川委員さんも若い……

中川農業委員 　じゃ、どっかで。

議長 お願いします。  
それと、女性との提案がありましたが、当日までにまた調整をさせていただきますので、協力のほどよろしくお願いします。  
ほかに、これに対しまして発言のある方は意見をお願いします。  
田中委員さん。

田中農業委員 すみません、私が説明する意見書の概要は、そこにあるフロー図に沿って説明する予定ですので、また発言のある方はよろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 これからちょっと時間ありますので、また協議をしていただきたいと思いますのですが、全委員の皆様にお伺いいたしますが、本件についてご了承いただける委員の皆様、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は了承されました。  
市長懇談会に向けて、今後、発言者は内容の調整をさせていただくことがありますけれども、委員各位のご協力をぜひお願いいたします。  
意見書、参考書等をご活用いただきまして、懇談会を通じて議論が深まりますようよろしくお願いいたします。  
続きまして、報告事項アの松本市遊休農地の対策事業についてを議題いたします。  
担当しております農政課からお願いします。  
忠地係長。

忠地（農政課） 皆さん、こんにちは。農政課、忠地でございます。  
農業委員会の皆様には、日頃より本事業につきまして推進をいただき、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。  
本日は、より一層本事業を推進していただきたくお願いに参りました。  
着座にて失礼します。  
遊休荒廃農地解消事業ということで、皆様には内容等ご存じかとは思いますが、確認のためにご説明させていただきます。  
この事業は、農地の再活用をする農業者、農業団体に予算の範囲内で補助金を交付して、農地を再生することを目的としております。  
金額につきましては、10アール当たり2万3,000円から7万円と大きく幅はありますが、この幅があるものは、再生に当たる経費について、実額計算のもとでやらさせていただいておりますので、ご理解をお願いし

たいと思います。

また、農業委員の皆様には、多分地区の農業者の方々からご相談を受けることが多々あるかなと思いますが、ご相談がありましたら、一度農政課まで一報いただければ、私たちのほうでご対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長

ただいま農政課から説明があったわけでありますが……、中野主査もお願いします。

中野主査

私からは、今、忠地係長のほうから概要についてご説明がありましたけれども、その事業の対象となり得る可能性のある農地につきまして、次ページ以降で記載させていただきました。

こちらのほう、今年の農地パトロール結果のもので、A分類及び2号遊休農地について、今後可能性があるということで、その農地に係る一覧表となっております。

中段のほうにR2耕作良好農地、こちら、新たに今年の農地パトロールのほうで農地の形状や場所的な問題でここは今後優良農地として使っていったほうがいいと思われる農地について、その該当するものにつきましては、農地パトロールで点検をお願いしますということでお願いした物件なんですけれども、特にこのR2耕作良好農地につきまして、各地区の委員さんのほうで、できる限りこの遊休農地の解消を行っていただきたいと考えております。

また、そのR2耕作良好農地の隣なんですけれども、こちらにつきましては、今回の利用意向調査の対象となっている該当筆となっておりますので、こちらにつきましては、利用意向調査が行われますので、その調査結果から、また各委員さんのほうにお願いすることもあるかと思っておりますけれども、まずこの表の中で一番優先されるのが、何度も言って申し訳ないんですけども、R2耕作良好農地につきまして、早期農地への復旧というのを第一に各委員さんのほうでまた考えていただいて、それに伴う人・農地プラン等の会議等の中でも、その旨を話していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま農政課と事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、委員の皆様には、本事業が十分に活用されますようにそれぞれの地区においてご協力を

お願いいたします。

次に報告事項イ、長野市農業委員会行政視察対応についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

#### 板花局長補佐

では、51ページをお願いいたします。

長野市農業委員会の皆様が11月2日の月曜日にこちらにお見えになるということでございます。実際、バスが到着するのは12時40分ぐらいで、イオン南松本の周辺で昼食を取られるということでございます。それで、なんなん広場内の松南地区公民館のほうには多分1時半ぐらいに見えますので、出席される農業委員の皆様、1時半までに必ず4階の大会議室にお入りいただきたいと思っております。こちらの会場は、5月の総会で1度使った会場になりますので、思い出していただければと思います。

長野市の皆様は、午前中、安曇野市明科の天王原の遊休農地解消圃場、今、ワインブドウになっているところを視察してから松本に来るということでございます。

いずれにしても、今日までに当日出席できない農業委員さんは事務局に連絡をもらうようになっていますので、よろしくをお願いいたします。

当日の進め方は、5番のところでございますが、資料にもつけてございますが、それぞれ農業委員会で比較表というものを作っておりますので、運営の特色や違いについて、それぞれ事務局からご説明をいたします。

その後、小グループ、10グループぐらいに分かれまして、長野市の委員さんと懇談をしていただくということで、こちらは長野県農業会議から講師が二人見えるということで、このお二人から進めていただくということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上になりますが、出席できない委員の方はぐれぐれも今日中にご連絡をいただきたいと思っております。

#### 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

中川委員さん。

#### 中川農業委員

すみません、およそ2時間と15分ぐらいのスケジュールですよ。1年前に松本市農業委員会が浜松へ行きましたよね。それと同じようなことだと思うんですけども、浜松行ったときに、私、何を思ったかということ、たしかあのときは松本市の農業委員会の何か紹介、それから浜松の農業委員会の紹介っていうようなことで、延々とビデオを見て、ビデオを見終わったら、残り30分ぐらいしかなかったような記憶があるんですよ。だから、お互いの紹介なんかは最小限、ぜひ時間を抑えていただいて、この2番目のグループディスカッション、これに重きを置くような段取りの調整というか、この辺のところ、うまくやっていただければと思います。

議 長 板花補佐、いい。

板花局長補佐 手短に済ませて、中身、懇談のほうに時間をかけるようにしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 すみません、3年ほど前に私どもは長野市農業委員会に一泊で出かけまして、長野市の農政とか、農業でいろいろやっていることをお聞きし、市長さんからもお話を聞いて、次の日はそれぞれの現場を案内してもらったことがあります。今度はそのお返しとして松本市でというようなことを言ってきたわけですが、長野市が新会長になりまして、ここにきて懇談会をやりたいというような話がまとまったところでございますので、その辺をご理解いただきまして、また資料を用意する中で、今、中川委員が言われたようなことにも配慮しながら皆さんとご議論をお願いしたいと思います。何かほかに意見ありますか。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてお願いします。事務局から説明をお願いします。板花補佐。

板花局長補佐 では、57ページお願いいたします。まず、主要会務報告ということで、10月の振り返りになります。ご欄のとおりでございますが、北東部のブロック活動の関係だけお願いします。

10月24日土曜日のところですが、今年は天気恵まれなくて、日程調整に大変苦労しているところですが、24日ちょっとできなくて、25日の日曜日、9時から実施したところでございます。ご訂正をお願いいたします。

58ページに移ります。

当面の予定ということでございます。

11月1日のところで、先ほどの北東部のブロック活動入ってまいりました。11月1日の日曜日、ソバの脱穀作業ということで、そこに記載してございませぬが、9時から午前中、現地で活動されるということですので、書き足していただければと思います。

それから、11月2日は先ほどの長野市行政視察対応ですし、11月11日は先ほど出ました農業委員会大会、あとは13日が先ほどの意見書市長懇談会、また14日は北東部のブロック活動で、こちらはいよいよそば打ち体験、試食ということで予定がされております。

11月20日は農地転用現地調査ということで、今回は百瀬委員と中川委員の順番になりますので、事務局と日程確認等をお願いいたします。

11月30日が来月の定例総会となります。終わった後、情報・研修委員会を予定してございますので、情報・研修委員の皆様はご予約をお願いいたします。

当面の予定は以上になります。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

本日は長野県農業開発公社の本所と松本事業所から大池部長と、それから古田参事がお見えでございます。公社事業の推進と農業委員会との一層の連携に向けて、ご説明や情報提供をいただきたいと思います。

公社の大池さんのほうから説明をお願いします。

大池（長野県農業開発公社） 皆さん、こんにちは。貴重なお時間をいただきましてお話をさせていただきます。ただいま会長のほうからご紹介いただきました農業開発公社で農地中間管理事業を担当しています大池英樹と申します。よろしくをお願いいたします。

何を隠そう、私も生まれも育ちも松本の人間で、松本の岡田のずっと北のはずれのほうの山浦という日があまり当たらないような集落で育って、今、いろいろありまして安曇野市に家があるんですが、毎日長野市までバスで通っている毎日でございます。

自分も農業の発展に向けて、私も心配しているところがございますので、また皆さんといろいろと連携を取って取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

資料のほうは、水色の封筒が皆さんのお手元に行っていると思っておりますが、その中にうちの資料が入っていますので、お開きをいただいて、ご覧をいただければと思います。

私のほうから農地の中間管理事業についてお話をさせていただいて、その後、農地の売買について、松本事業所の古田参事のほうからご説明をさせていただきますので、お願いいたします。

日頃より当公社の事業について、皆さんにご尽力いただいていることにこの場を借りて御礼を申し上げるところでございます。

農地中間管理事業というのは、お話を聞いた方も大勢いらっしゃると思

ますし、既にご活用いただいている委員なり、農地利用最適化推進委員の皆さんもいらっしゃるかと思いますが、ちょうど6年前ですね、5年前。5年前、平成25年に第2次安倍内閣がスタートしたときに、日本再興戦略というものが出されまして、農業を成長産業化にするんだということが出されたところでございます。

1 ページの上のところに書いてございますが、国の政策目標として、令和5年までに全農地の8割を担い手が活用していくような農業構造にしたいんだということで国は方針を示したところでございます。

そのための施策として、一つは、各都道府県に農地中間管理機構を設置しようということがまず1点、もう一つが、その下の2番に書いてございます耕作放棄地対策を強化しようという2本の柱が出されたところでございます。

上のほうの柱に基づいて、中間管理機構が全都道府県に設置をされたわけですが、本県におきましては、当農業開発公社が知事からの指定を受けて、本業務に当たっているところでございます。

じゃ、どんな事業なんだということでお話を簡単にさせていただきますが、農地の貸し借りを相対でやるのではなくて、中間的に我々が入らせていただくことによって、よりスムーズに、もう耕作できなくなった地権者さんの土地を担い手に集積をしていくというものでございます。

本来でございましたら、これまでの仕組みということで、下のフロー図に描いてあるわけですが、皆さん方が行っていていただきます農地法に基づく農業委員会による農地法3条の許可であったりとか、市町村公告に基づく農地利用集積計画の公告です。これが本来のこれまでの仕組みであったわけですが、そこに加えて、我々が中間転貸をする組織として農地中間管理機構というものが設置されたところでございます。

このお話をすると、おかしいぞと。これまで農協さんがこういう業務をやっていたじゃないかと。円滑化団体として農協さんがやっていたというお話をよく聞くんですが、それは決して間違いでなくて、これまで円滑化事業というのがございまして、当地域では農協さんが円滑化団体としてこの中間業を行ってきたところでございますが、この3月をもってこの円滑化事業が中間管理事業に統合一体化されまして、4月1日より我々のところが中間業をやらせていただいているところでございます。

2 ページ以降に農地の賃貸借の仕組みが書いてございますが、ここ、この場で詳しい流れをお話ししても、皆様方にこの事務をやっていただきたいというお願いに参ったわけじゃないわけですが、こういうものなんだということで、ご覧をいただければというふうに思いますが、農地の、2 ページの上の表になりますが、左側にあります農地の出し手さんから農地を我々が借り入れて、それを農地の受け手さんに貸し出すという形になります。

これについても、我々が中間でやるわけですが、これを決定するに当たっては、やはり皆様方のほうできちんと審議をいただいて、中身のチェックをいただいているという仕組みは、これまでの市町村公告で行っ

ている利用集積と変わらないところがございます。その中に中間業として我々が入ってきたところがございます。

仕組みについては、またお時間があるときにご覧をいただければと思います。

資料をおめくりいただいて、3ページが一連の事務の流れでございます。こういった形で、特に当地域については、松本市さんが我々の業務の委託を受けていただいて、この取組を行っているところがございます。それぞれ地権者さんから出された農地をストックしたものを担い手さんへ集積をかけていただいているところがございます。

めくっていただいて、4ページ、右側のページになりますが、中間管理事業のメリットでございますが、契約期間中は我々が農地、機構が貸付先を選定させていただいて、賃料の事務についても我々のほうでやらせていただいているところがございます。

また、③、④にあるとおり、一定割合以上を我々に貸し付けていただいた場合については、国からの協力金というものが交付される場合もございます。

また、受け手さんについても、賃料の支払いは全て我々のほうでやらせていただきますので、そこら辺のメリットが大きいのかなというふうに思っております。

2番にこれまでの実績載せてございます。借入れ、貸付けの数字で、太字で書いてありますが、去年の実績で、大体900ヘクタール余のものを取引させていただいて、これまでの累計でそれぞれ表の下にございます4,500ヘクタール余のものを現在、取引をさせていただいています。

そこに加えて、今年度は既に9月末でこの900ヘクタールを超えて、約1,000ヘクタールの契約を結ばせていただきまして、前年対比200%という、非常に成績的にはいい成績をいただいているところがございます。この場を借りて御礼を申し上げます。

次、めくっていただいて、5ページをお願いいたします。

松本市の取組はどの程度なのかというところを記載させていただきました。

上から県計、松本地域計、それぞれ書いてあるわけでございますが、累計で690ヘクタール余のものが松本市で現在、契約になっておりまして、この数字は県下で第1位の数字でございます。県内全体の大体15%、松本地域の7割が松本市の数字でございます。皆様方に重ねて感謝を申し上げますところがございます。

その下に今年の9月末の実績も載せてございますが、松本市の数字が、やはり県全体と同様に前年対比200%近くということで、去年の倍のものをいただいているということで、大変感謝を申し上げますところがございます。

そういった中で、本日お願いに上がったところが、次の6ページに記載があるところがございます。

先ほど会長のほうからもお話をいただいたんですが、我々中間管理機構と農業委員会の一層の連携を図っていただきたいということでお願いに上が

ったところでございまして、我々、この中間業をやっているわけでございますが、なかなか地域の情報ってというのは我々が把握するのは無理なところがある。そういった中で、地元で活動されている農業委員の皆様、また最適化推進委員の皆様にぜひ地域に入らせていただく中で、情報を上げていただいて、我々の契約につなげていただければありがたいというふうに思っているわけでございます。

特に、農政のほうから人・農地プランの実質化ということで、現在取組が行われているわけでありましたが、そういった話合いの場を通じて、農地所有者の意向の把握や農地の利用調整、合意形成を図っていただければ非常にありがたいというふうに思っています。

それ以降、農業委員会の法律も大分改正がされる中で、この農地利用の最適化というのが農業委員会の役目としても非常に重要になってきているところだというふうに思います。中間管理機構とより一層の連携を図った活動をお願いしたいと思います。

3番の一番下にございます農地利用の最適化ということで、松本地域の5年後、10年後の将来を見据えて、農地をどのように活用していくかということをございます。ぜひそれぞれの地域で話合いをいただければありがたいというふうに思っております。

そんな中で、7ページに、先ほど何か長野市の農業委員会さんお見えになるというお話があったんですが、長野市の取組の事例をご紹介をさせていただきました。

長野市の青木農業委員長さんが中心になって、若穂地域という長野市でも東の山際の地域の農地のところの対策を行った事例でございます。基盤整備の事業をセットで行うことによって、その地域の面的整備を行うとともに、その土地を全て中間管理機構にお預けをいただいて、担い手に集積をしたという事例でございます。

松本地域でも、平場の水田地帯は担い手さんへ農地が集まりやすいんですが、なかなか中山間地域の対策ってというのは難しいところがあって、長野市の中でも、そんなような地域で取り組んだ事例、また果樹については、うちの事業使いづらいというお話もあるわけでございますが、果樹に対して行った事例ということで、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員さんがリーダーとなって取り組んでいただいた事例でございます。

最後、8ページに全国農業新聞の5月1日の記事を添付させていただきました。詳しくはこちらを読んでもいただければ、取組の概要も分かるかと思っております。

このような取組を松本市の中でも行っていただいているところではございますが、ぜひこのような取組も参考にして、今後とも我々と連携を取り合って、できるだけ遊休化しないように、担い手に集積ができるように今後ともお願いをして、私からの説明に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

4月からこちらのほうでお世話になっております。今後とも現地でまた各委員さんにはお世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから農地売買事業につきましてご説明を申し上げます。

資料、別刷りになっておりますので、見ていただきまして、この農地売買事業ですが、農業開発公社の中の中間管理事業と並行しまして、担い手への集積を図るという目的で実施をしております。

これにつきまして、細かく話していくと時間が過ぎてしまいますので、また資料を見ていただきたいんですけども、雑駁に言いますと、この松本地域は大変売買取引の数も多くて、県下の中でも、例年3分の1から4分の1のシェアを占めているところでございます。

最近の傾向につきましては、様々な要因、コロナも含めて、こんなものを背景にしまして、事業量の鈍化といったことが見られております。また、小規模な案件が多くなってきているという状況でございます。この傾向はしばらく続くのかなというふうに感じております。

松本地域の実績につきましては、先ほど申しましたように、6ページ、7ページのほうをまた見ていただければと思いますので、これもまた帰って見ていただきたいと思います。

事業の概要につきましても、別にパンフレットを用意してありますので、こういう1枚紙が入っておりますので、従前よりこういう形で取り組んでおります。農地を売りたい方、それから買いたい方それぞれにメリットがございます。

基本的には、農業開発公社では青地を対象にした売買取引ということで進めております。白地はやらないわけではありませんが、青地を対象とすることで、メリットが出てまいります。特に、ここには青地メリットということで、パンフレット左側に農地を売りたい方には、メリット1にあるように、譲渡所得が800万円まで特別控除される。それから、右の買いたい方については、メリット2、3、4といったところがあります。

それに加えて、松本市の場合には、嘱託登記で市のほうへお願いをしますので、登記料が費用なくできるといったメリットもこれにプラスしてございます。

こういうことを背景に進めているわけでありますが、今日は皆さんに傾向とお願いということで、4ページ、5ページを見ていただきたいと思っております。特に4ページですね。ここに(2)の最近の農地売買の傾向ということで、最初の1行目にありますように、最近の農地相談につきましては、農地の相続を受けて、要するに相続等によりまして権利は取得したんですけども、農地の管理、あるいは維持に困っているというような方も結構いらっしやいまして、そういう方からの相談が増えているといった状況であります。今後こういう傾向は、担い手というか、後継者が少なくなってくるということも鑑みますと、増えてくるんだろうなというふうに見ております。

5ページをご覧いただきたいんですけども、そこに農業委員さん、それから農地最適化推進委員の皆様との連携活動に向けてということで記載し

ておきましたが、公社のほうでは、先ほどの中間管理事業と併せて農地売買事業によりまして担い手等への農地集積を図っております。

特に、農業委員、それから最適化推進委員の皆さんにおかれましては、次に幾つかポツで書いてありますけれども、これらの点をぜひご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

1つ目のポツにつきましては、先ほどのこの事業の売り手、買い手のメリット、これを活用いただきたいというふうに思います。

それから、2つ目には、農地売買の情報を、委員さんの方それぞれ地元からいろいろ相談を受けるかもしれません。そういう際には、農業者の皆さんと、それから農業委員会事務局のほうとお話をさせていただいて、農地売買の事業、どういう形で進めていくのか。そういう中で、公社を利用しましょうと、あるいはしたいといったような希望がありましたら、ぜひ連絡をいただきたいというふうに思っております。

それから、3つ目にありますように、公社に寄せられた農地相談や、それから実需者からの情報というものは、私のほうから農業委員会事務局のほうにもお流しをします。そういう中から、各現地の農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんのほうへまたご相談が行くかもしれませんけれども、ぜひ将来のそれぞれの地域で担い手をどう育てていくかということも頭の中に描いた上で、担い手がうまく経営していけるように、そんな誘導をしていただければなというふうに思っております。

最後の5つ目のポツですけれども、先ほど大池部長のほうからも申し上げましたけれども、農地を利用していくに当たって、地域の資源として非常に大切な位置づけでありますので、どのようにこの農地を有効に利用していくかということを常々地域の方の中で話し合っ、方向性を見いだした中で、それに基づいての担い手への集積、それから担い手の育成といったことをぜひ図っていただきたいなど。

関係者との情報共有というのは、そういう意味で関係機関がそろってその地域をよくしていくということで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

ちょっと急ぎ足で飛びましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま公社から説明をしていただいたわけですが、これに対しまして質問、意見あれば、お願いをしたいと思います。挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

公社と農業委員会が一層連携を密にいたしまして業務に当たりますように、お互いに努力してまいりたいというふうに思います。

公社の皆さん、どうも今日はありがとうございました。

次に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いをいたしますが、本日は小川補佐が欠席でありますので、板花補佐が代理で説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

本日お配りしました支援センターの資料をかいつまんでご説明しますと、2点になります。

1つは、経営継続補助金のご案内ということで、1ページ、2ページにありますとおり、国の第2次補正予算でまた経営継続補助金が措置されておりました。こちら、系統はJAのほうで相談を随時受け付けているようですが、系統外の方を中心に11月4日、11月6日、11月12日の3日間相談を受け付けるということでございますので、また興味のある方はご相談に行かれたらどうかというご案内でございます。

それから、3ページ、4ページ、奈川地区のほうで牛越製作所のラジコン草刈り機の実演会が9月8日に行われたということでございます。

こちら、比較的安くて、100万円ぐらいの予定だということでございますが、来年4月をめどにさらに改良するというところでございます。このような機械も開発中だということで、ご承知おきをいただければと思います。主なところはその2点でございますので、またお目通しを願います。以上でございます。

議 長

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

引き続きまして、私のほうから2点。

まず、慶弔費ですけれども、松本市農業委員会の慶弔規程の関係でございますが、ちょっとプールしている資金が底をついてきましたので、来月11月の委員報酬から1人1,000円をまた徴収させていただきますので、ご了解をいただきたいということでございます。

それから、2点目ですが、本日、一応締切日となっておりますが、冒頭表彰式あったと思いますけれども、全国農業新聞の購読申込書の提出についてということで、まだお出しいただいている委員の方はお出しいただきたいと思っております。

あと、農政課の忠地係長のほうから連絡がありますので、願います。

忠地（農政課）

すみません、お疲れのところ申し訳ございません。やさいバスの関係でお願いの報告でございます。

現在、やさいバスなんですけど、松本の駅前の飲食店を中心に100店舗弱の登録をいただいて運営しているところでございますが、まだまだ生産者の方のご登録が少ないといったところで、お示しさせていただいたように、11月5日なんですけど、生産者の方を対象とした説明会を開催させていただきますので、地区の農業者の皆様が何か興味ありましたら、おつなぎ願

えればと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
板花補佐。

板花局長補佐 毎月のお願いで恐縮ですが、今日も欠席されている推進委員さんかなりおられますので、ちょっと今日、お配りする資料が多くて大変恐縮ですが、各地区でお持ち帰りいただいて、会議結果と併せましておつなぎいただくようお願いいたします。

農地法申請書類の原本は、そのまま机の上に置いて帰っていただきたいと思います。

最後、駐車券の関係がありますので、また事務局のほうにお申し出いただければと思います。

以上でございます。

議長 その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
以上で本日の案件は全て終了いたしました。  
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。  
議長を退任をさせていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 9 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 11 番

\_\_\_\_\_